

伝染性皮膚疾患の取り扱い

2003年久留米医師会園医会

学校伝染病第3種	登園のめやす	プール・水遊び
1. 伝染性膿痂疹(とびひ)	患部が完全にガーゼ保護が 出来れば可 治療を受ける	治るまで不可
2. 伝染性軟属腫(水いぼ)	可 治療や指導を受ける	可 皮膚の接触を避け、浮き輪、 ビート板 タオル等の共用 はやめる
3. 頭虱症(頭じらみ)	可 治療を受ける (園児の一斉検診、一斉治療が望ましい)	治療後、翌日から可